

自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 6 6 万円
(前年度 1 件 3 6 6 万円)

1 自立支援給付の概要

自立支援給付は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(これを「訓練等給付費等」)^(注)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援、就労継続支援A型等がある。

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、就労継続支援A型に要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業所において、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、サービス管理責任者欠如減算として、基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から5月末満の月については70/100を、5月以上の月については50/100(平成29年度以前は70/100)をそれぞれ乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。

また、適正な指定障害福祉サービスの提供を確保するために、サービス管理責任者による指揮の下、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた就労継続支援A型計画を作成することなどの要件(以下「計画作成要件」)を満たしていない場合には、計画作成要件を満たしていない月から計画作成要件を満たすことになった月の前月まで、就労継続支援A型計画未作成減算として、基本報酬の単位数に、当該減算が適用される月から3月末満の月については70/100を、3月以上の月については50/100(29年度以前は95/100)をそれぞれ乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

市町村から支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、市町村はこれに係る訓練等給付費等を事業者を支払い、国は市町村が支弁した訓練等給付費等の50/100を負担している。

(注) 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行われる雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

2 検査の結果

福井県に所在する1事業者は、就労継続支援A型に係る訓練等給付費について、サービス管理責任者を配置していなかったなどしていたのに、一部の期間についてサービス管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したり、就労継続支援A型計画未作成減算として基本報酬の単位数に95/100を乗ずることなく算定したりなどしていた。このため、29、30両年度に、上記の1事業者に対して5市町が行った訓練等給付費の支払が計138件、計132万円過大となっていて、これに対する国の負担額計66万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。